

令和1年度決算注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

… 未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

… 退職金の支給に備えるため、大学教職員については期末要支給額176,676,100円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

大学教職員以外の教職員については、期末要支給額1,017,506,146円の100%を基にして埼玉県私学教職員福祉財団及び埼玉県専修学校各種学校教育振興会並びに東京都私学財団からの交付金相当額を控除した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

… 移動平均法に基づく原価法である。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

… 最終仕入原価法である。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

… 預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法

… 補助活動に係る収支は総額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はない。

3. 減価償却額の累計額の合計額 11,207,900,408 円

4. 徴収不能引当金の合計額 14,220,831 円

5. 担保に提供されている資産の種類及び額

該当事項はない。

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

104,740,430 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位：円)

	勘定科目	当年度（令和2年3月31日）		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	減価償却引当特定資産	11,980,000	26,735,000	14,755,000
（うち満期保有目的の債券）		（ 11,980,000）	（ 26,735,000）	（ 14,755,000）
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—
（うち満期保有目的の債券）		（ — ）	（ — ）	（ — ）
合 計		11,980,000	26,735,000	14,755,000
（うち満期保有目的の債券）		（ 11,980,000）	（26,735,000）	（ 14,755,000）

② 明細表

(単位：円)

種 類	勘定科目	当年度（令和2年3月31日）		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額
債 券	減価償却引当特定資産	11,980,000	26,735,000	14,755,000
株 式	—	—	—	—
投資信託	—	—	—	—
貸付信託	—	—	—	—
合 計	減価償却引当特定資産	11,980,000	26,735,000	14,755,000

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引は次の通りである。

平成21年4月1日以降に開始したリース取引

(単位：円)

リース物件の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	16,478,124	9,278,118
管理用機器備品	4,610,772	1,656,126
合 計	21,088,896	10,934,244

(3) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は次の通りである。

(単位 円)

属 性	役員、法人等の名称	住 所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	勘定 科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	弁護士法人内幸町総合法律事務所(注1)	東京都港区	11,000 千円	弁護士業務	—	—	法律顧問契約	弁護士報酬(注2)	1,962,000	—	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 監事の青木二郎が経営する法律事務所である。

(注2) 弁護士報酬費用として、社会通念上考慮される対価にて支払を行っている。